

藤沢市新総合計画のあり方と今後の方向性について

本市では、1957年（昭和32年）に策定された総合都市計画にはじまり、市長交代にあわせて、その都度新たな計画策定に取り組み、これまでに7計画が策定されてきました。

今回、市長交代や地域経営会議の検証結果を踏まえ、総合計画自体のあり方を含めた見直しを検討した結果、総合計画は廃止し、これに替わり重点政策等を位置づける新たな市政運営の総合的な指針を策定したいと考えます。

1 総合計画の経緯と取巻く状況

(1) 総合計画の経緯と課題

総合計画は、地方自治法の規定に基づき、高度経済成長期に総合的かつ計画的な行政運営を図ることを目的に、基本構想等を議決し、策定することとされ、以降、多くの自治体において、改定を続けながら自治体の最上位計画として位置づけられています。

構成については、一般的に基本構想、基本計画、実施計画からなり、財政計画により事業を担保するものとなっており、その計画内で政策から事業までを、進捗管理を含めて網羅するものとなっています。

しかしながら、現在は、景気動向による市税収入の変化とそれに伴う事業費積算の見直し、国制度の改正等により、長期的な財政上の事業担保が困難であるとともに、計画と予算が乖離しやすいものとなっています。

さらに今後、人口減少や経済成長の鈍化により、さらに政策的経費が減少することが見込まれ、長期的、総合的な事業計画の実効性の確保が困難になると考えられます。

この実効性の欠如に加え、施策、事業が総花的となること、計画が形骸化していること、計画策定自体が目的化してしまうこと等が指摘されています。

また、近年は選挙公約等において具体的な政策、施策提案がなされ、一方では、社会経済情勢も急激な変化を続けているため、事業や計画期間における整合性を図ることが困難となっています。

このような状況のなか、地方分権の推進における義務付けの見直しのひとつとして、2011年（平成23年）5月2日に改正地方自治法が公布され、同法上の議決要件と策定義務は撤廃されました。

(2) 様々な行政管理手法の導入

現在は、総合計画、部門別計画、事務事業評価、行財政改革によって、個別に施策、事業管理が実施されています。

ア 部門別計画

部門別計画は、総合計画を最上位計画として、各部門が策定するもので、それぞれの計画に基づき、各部門における長期展望を踏まえた計画的事業実施、進行管理、計画の評価、見直し等が行われています。

イ 事務事業評価

事務事業評価は、個別の事務事業の必要性や効果、効率性等を評価することによって、見直し等を行うための判断に資する情報とするもので、総合計画とは別に行政評価の側面から行われています。

ウ 行財政改革

行財政改革は、行財政運営の適正化、効率化、市民サービスの向上等の視点に基づいて、組織、制度や行政運営等を見直すもので、総合計画とは別の視点からの事業改善が図られています。

2 地域経営会議の検証

現行の新総合計画では、地域経営会議は策定、理念、実行等において中心的な存在となっていますが、地域経営会議の検証の中で行政との関係が改めて整理され、地域における市民提案、市民活動組織となったことで、新総合計画において標榜していた新しい公共、地域分権、地域経営等を担うこととの整合性が図られない状況となっています。

3 本市における総合計画のあり方

これまで総合計画は、経済成長と税収の伸びを背景に、市民サービスや社会資本整備の拡充、拡大を前提に策定されてきたため、政策、施策を網羅し、多くの

事業を位置づけることができましたが、現在の社会経済情勢にあっては、確実に政策、施策、事業を計画期間内において実行し、評価、見直しを図るための仕組みを有効に機能させることが必要であると考えます。

また、基本構想、基本計画、実施計画から構成される計画体系では、策定期間が長期となり柔軟な変化に対応することが難しいことや計画策定が目的化しやすいことから、これまでの体系に捉われず、新たな体系により、短期間で策定することが必要であると考えます。

本市においては、これまでも市長交代の都度、計画を改定してまいりましたが、今回1期4年で市長交代があったことから、多くの時間や労力をかけて改定することの是非についても検討してまいりました。

このようなことから、総合計画は廃止し、重点政策を位置づける新たな市政運営の指針を策定したいと考えます。

4 地域まちづくり計画

新総合計画に定める地域まちづくり計画、地区別まちづくり実施計画は、地域経営会議を中心にその案が策定され、地域の課題や特性を踏まえたものとなっています。

このことから、地域まちづくり計画は総合計画を廃止する場合にも、地域まちづくりの方向性を捉え、市政運営における各地区の独自性を生かした事業推進に大きく寄与するものとして、内容を改めて整理し、必要な部分を継承すべきものであると考えます。

(1) 意見提案に基づく行政事業としての具現化

地区別まちづくり事業については、その公共性、公益性、緊急性等を勘案し、行政責任において実施すべき市の事業については、その事業内容、事業費を精査した上で、優先順位を付けて実施します。

行政事業の実施にあたっては、地域での意見、要望を集約しながら、市（市民センター・公民館）が主体となって実施します。

(2) 地域が主体となって実施する事業の支援

地域が主体となって実施する事業については、行政事業とは明確に区別し、

市（市民センター・公民館）は、その活動を支援します。

5 新たな市政運営の総合的な指針策定にあたっての基本的な考え方

今後の市政運営にあたっては、総合的な行政サービスの提供を前提にしつつも、市民の負託に応え、注力すべき重点政策、主要な施策を明らかにし、経費の重点投入事業、事業の優先性を明らかにすることが必要であると考えます。

また、政策、施策、事業の企画、構想にあたっては、長期展望が必要となるため、これらを包括する総合的な指針を策定します。

指針は、庁内での共有を図るとともに、事務事業評価、行財政改革等との整合を図り、重複した進捗管理を行わないよう、効率的な手法を検討します。

(1) 行政計画としての確実な推進と共有

総合的な指針は、長期展望を持ちながらも、市民の負託を受けた政策、施策の実現性に重点を置き、市長任期を指針の実行期間としつつ、職員が行政計画として共有し、着実に遂行できるものとします。

(2) 部門別計画との関係の整理

部門別計画については、計画改定時に指針の重点政策等を踏まえ、同じ方向性をもった政策形成を進めることにより、指針との整合性を図ります。

(3) 行財政改革・行政評価を踏まえた推進

行財政改革の視点を踏まえ、「藤沢市 新・行財政改革基本方針」との連携を図るとともに、事務事業評価に政策、施策の成果等を一体化し、総合的な評価を実施できるようにします。

(4) 分かりやすい体系、構成

複雑な構成ではなく、職員が分かりやすく、市民に伝え、市民に理解いただける体系、構成とします。

6 新たな市政運営の指針の概要

(1) 位置づけ

行政計画として、市政運営における重点政策、主要な施策等を示すことにより、事務事業の方向性を明らかにします。

(2) 構成（資料2 1ページ）

市政運営に係る政策的事項について、次の構成とすることを想定しています。

- ア 長期展望，目指す将来像
- イ 市民との約束（市長公約等）
- ウ 重点政策
- エ 主要な施策
- オ 重要・主要事業
- カ 地区別まちづくり事業

(3) 年度別財政的見通し

政策，施策を推進するための重要，主要事業については，政策的経費充当可能額を予測し，確実な事業実施に向けた財政的見通しを明らかにします。

(4) 期間

平成26年度から平成28年度の3年とし，平成28年度に平成29年度から平成32年度の4年間を見据えた見直しを行います。

なお，行政計画の継続性を加味し，切れ目のない市民サービスを提供するため，市長任期の1年目については，従前の指針は継続することとします。

見直し時には，指針の体系については継続することを前提に，その時点の市長公約をもとに，重点政策，主要な施策等を改めて定めることを想定しています。

(5) 評価・進捗管理等

成果を重視した進捗管理の仕組みを基本とし，政策，施策に対する市民の満足度，実感に関する調査，事務事業評価，行財政改革を連携させることにより，総合的な政策，施策の推進と管理を図ります。

ア 政策・施策評価

政策，施策に対する市民の満足度，実感に関する調査を実施し，その結果を踏まえた評価，見直しを図ります。

イ 事業評価

重要，主要事業については，予算の概況により具体的な事業内容を示し，事務事業評価を踏まえた上で，主要な施策の成果にその事業成果を示します。

また、事務事業評価は、行財政改革、政策、施策評価指標の視点を踏まえたものとしします。

事業については、予算、決算において、市議会での審議をいただきながら、各事業と政策、施策の見直しに反映させます。

ウ 人事、組織施策との連携

目標管理における部目標、課目標、個人目標を政策、施策と連携させることにより、職員の資質向上を図ります。

また、政策、施策を共有することで、目的性、方向性をあわせ、組織運営の効率性を高めます。

7 策定方法

策定に当たっては、職員による検討を中心に、現行の新総合計画の情報等を有効に活用しつつ、幅広く声を集めて策定します。

(1) 策定体制

庁内に検討委員会を組織し、職員による検討を中心に策定します。

庁内検討の経過、結果等は、その都度公表します。

(2) 市議会からの意見反映

議員全員協議会等の開催をお願いし、指針案に対するご意見をいただきながら策定することを想定しています。

(3) 市民からの意見反映

新総合計画策定時の市民の「気づき」、意見、アンケート調査結果等の情報を有効に活用するとともに、市民との意見交換会、説明会等を行います。

また、地域経営会議に替えて、新たに創設する（仮称）藤沢市郷土づくり推進会議や関係団体からも意見、提案を求めます。

(4) 指針の策定スケジュール（資料2 2ページ）

重点政策、主要な施策については、平成26年度の予算編成方針に反映させることができるよう、8月上旬を目標に整理します。

また、これらを含めた全体については、平成25年度中に策定します。